

# 平成30年度 第3回本庄市下水道事業審議会

開催日 平成30年12月26日

開会時間 午後3時00分

場所 本庄市役所 503会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

第1号 公共下水道事業における使用料金等の適正化について

第2号 答申書（案）について

## 3. その他

## 4. 閉 会

## 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(平一六法三二・一部改正)

### (定義)

第二条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

### (国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

### (活用についての配慮等)

第四条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(平一六法三二・追加)

### (貸付けについての配慮)

第五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の場合よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の場合よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の場合の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(平一一法五六・一部改正、平一六法三二・旧第四条繰下、平一九法五八・一部改正)

### (助成等についての配慮)

第六条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 下水道料金改定日程表

|           | 平成30年度 |   |   |   |   |   |        |    |    |   |   |   | 平成31年度 |   |   |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
|-----------|--------|---|---|---|---|---|--------|----|----|---|---|---|--------|---|---|--------|---|---|----|-------|----|---|---|---|--|--|
|           | 4      | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10     | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4      | 5 | 6 | 7      | 8 | 9 | 10 | 11    | 12 | 1 | 2 | 3 |  |  |
| 下水道事業審議会  |        |   |   |   |   |   | ←————→ |    |    |   |   |   |        |   |   |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
| 公共料金検討委員会 |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   | ↔ |   |        |   |   |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
| 庁議        |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   | ↔ |   |        |   |   |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
| 市議会(条例改正) |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   |   |   |        |   | ↔ |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
| 周知期間      |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   |   |   |        |   |   | ←————→ |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |
| 使用料金改定    |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   |   |   |        |   |   |        |   |   |    | ————→ |    |   |   |   |  |  |
|           |        |   |   |   |   |   |        |    |    |   |   |   |        |   |   |        |   |   |    |       |    |   |   |   |  |  |

10月1日 料金改定(消費税率の改正を含む)

(案)

答 申 書

平成31年 月

本庄市下水道事業審議会

はじめに

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るための社会基盤施設であり、一日たりとも機能停止の許されるものではない。このため、維持管理の適正化と経営の安定化に向け、より一層の取組みが必要である。

本市においては、昭和51年に公共下水道事業に着手し、同61年より供用開始して以来、計画的に整備を進めているところであり、平成29年度末の下水道普及率は、57.2%、水洗化率は87.3%となっている。

未整備地区については、平成37年度までの概成に向けて整備を進めていくことが急務であり、すでに整備を終えた地区においては施設の補修や更新等を計画的に推進し、よりよい社会資本として、郷土の偉人である「塙保己一」の遺したことば『世のため、後のため』をまちづくりの基本として、将来世代に引継いでいかなければならない。

しかし、下水道の整備には多額の事業費を必要とし、また、今後は経年劣化・老朽化が進む施設を適切に維持管理し、下水道サービスを持続的に提供していかなければならない。そのためには、下水道事業の財政基盤の安定化が最も重要である。

このことから、本審議会では、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来や、厳しさを増す財政状況などの社会状況の変化を踏まえつつ、平成30年10月30日に諮問を受けた内容について、慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

## 公共下水道事業における使用料金等の適正化について

### 1. 下水道使用料金の改定について

本庄市公共下水道事業の使用料金を別添のとおり改定し、平成31年10月1日より賦課徴収する。

(参照)「(答申) 下水道使用料金表・下水道使用料金対照表」

## 1. 下水道使用料金の改定

### (1) 下水道経営の現状

公共下水道事業は、地方財政法の公営企業とされ、適正な経費の負担区分を前提とする独立採算制の原則が適用されている。

また、下水道事業に係る経費の負担区分については、汚水を排除し、かつ処理する経費は『私費負担』が原則であり、一般会計で負担すべきことが明確なものを除き、使用料収入で賄うものである。

しかし、汚水処理費に対する使用料収入は、経費に対して少なく、多額の公費が充てられている状況である。

### (2) 今後の公費負担の考え方

下水道事業は、雨水処理や公共用水域の水質保全等の公的な便益が認められるものであるため、一般会計が負担することとされている経費については、今後も一般会計からの繰入れを継続していくべきものである。

しかし、現状では、本来使用料収入で賄うべき経費についても、一般会計からの繰入れが行われている。そのため、過度に繰入れに依存せずに、下水道経営の自立性を高めるため、また、負担の公平を図るためにも、公費負担分と私費負担分の明確化を図るとともに、使用料金の適正化を行ない、段階的に公費負担を減じていくことが必要である。

### (3) 経営改善に向けて

使用料金の適正化によって、使用者に相応の負担を求めるからには、収入の確保や経費削減といった経営改善に向け、より一層の努力を行なうべきである。

下水道が整備された地域においては、下水道への接続が徹底されないと、公共用水域の水質保全等の目的が達成されないだけでなく、下水道経営にも大きな影響を与えることから、接続率向上のため、住民等に対して接続の意義や環境に与える影響等を説明し、理解が得られるような取組みを継続的に進めることが必要で

ある。

また、管渠整備については、「本庄市生活排水処理施設整備構想」に定めた公共下水道整備予定地区については、平成37年度の概成を目指し整備を進めていくことを基本としつつ、全体計画区域については、改めて将来の人口や家屋数等の予測を基に集合処理と個別処理の経済性を比較し、全体計画区域の見直しも含めて検討するべきである。

さらに管渠の維持管理については、事業に着手して以来約40年が経過し、老朽化が急速に進展しているため、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することで、下水道の有する機能を将来に亘って、維持・向上させることが重要である。

なお、本市の下水道事業は、利根川右岸流域下水道事業の枠組みの中で行われており、終末処理場については埼玉県との管理となっていることから、埼玉県に対しても、不断の経営努力と適正な維持管理を行なっていくよう強く要望するとともに、流域下水道維持管理負担金の県内格差の是正に向けた要望を継続して行っていく必要がある。

#### (4) 使用料水準

使用料水準の設定にあたっては、一般会計への過度な依存を改め、かつ、下水道経営の健全化により自立性を高めるため、料金改定を行なう必要があると認める。

また、料金改定に際しては、私費負担分は使用料収入で賄うことを原則としつつも、下水道使用者の生活等への影響を考慮した上で、急激な負担増にならないよう留意する必要がある。

このような観点から、使用料金の算定期間5年間の下水道財政に鑑みて、別添のと通りの料金改定（案）とした。

なお、管渠の整備や維持管理においては、一層のコスト縮減に努めるとともに、一般会計からの繰入額の削減など、引き続き経営努力を行なうことを申し添えるものである。



平成30年度 本庄市下水道事業審議会開催日程 (変更案)

・第1回審議会

平成30年10月30日(火) 午後3時00分～ 503会議室

開会前：委嘱状交付式

- ①市長あいさつ
- ②委員、事務局職員の紹介
- ③会長の選任
- ④会長職務代理者の選任
- ⑤市長より会長へ諮問
- ⑥議事

(1) 下水道事業審議会の運営について(検討)

(2) 公共下水道事業における使用料金等の適正化について(説明)

・第2回審議会

平成30年11月20日(火) 午前9時00分～ 503会議室

- ①第1回審議会の内容確認
- ②議事

(1) 公共下水道料金の改定について(検討)

・第3回審議会

平成30年12月26日(水) 午後3時00分～ 503会議室

- ①第2回審議会の内容確認
- ②議事

(1) 公共下水道料金の改定について(検討)

(2) 答申(案)について(検討)

・第4回審議会

平成31年1月25日(金) 午前10時00分～ 504会議室

- ①第3回審議会の内容確認
- ②議事

(1) 答申(案)について(検討・確認)

・市長への答申

平成31年2月4日(月) 午前10時00分～

- ①会長から市長へ答申

## 料金試算（改定率15%）

|                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 基準外繰入金見込額                          | 223,520,000円/年 |
| ② 維持管理負担金の引上見込額                      | 55,276,850円/年  |
| ③ ストックマネジメント関連にかかる費用見込額              | 43,540,860円/年  |
| (②維持管理負担金の引上額 + ③ストックマネジメント関連にかかる費用) | 98,817,710円/年  |
| ④ 改定率を15%とした使用料の増分見込額                | 99,922,276円/年  |
| ⑤ 使用料単価（平成29年度 126円）                 | 145円(差19円)     |

※地方財政措置の基準使用料単価150円

| 排水量(m <sup>3</sup> /月) | 改定前                        |                            | 改定後                        |                            | 改定率    | 引上額  |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|------|
|                        | 基本料<br>10m <sup>3</sup> まで | 超過料金<br>1m <sup>3</sup> 当り | 基本料<br>10m <sup>3</sup> まで | 超過料金<br>1m <sup>3</sup> 当り |        |      |
| 0 ~ 10                 | 800円                       |                            | 920円                       |                            | 15.00% | 120円 |
| 11 ~ 30                |                            | 117円                       |                            | 135円                       | 15.38% | 18円  |
| 31 ~ 50                |                            | 130円                       |                            | 150円                       | 15.38% | 20円  |
| 51 ~ 100               |                            | 143円                       |                            | 165円                       | 15.38% | 22円  |
| 101 ~ 200              |                            | 175円                       |                            | 201円                       | 14.86% | 26円  |
| 201 ~ 500              |                            | 200円                       |                            | 230円                       | 15.00% | 30円  |
| 501 ~ 1,000            |                            | 225円                       |                            | 259円                       | 15.11% | 34円  |
| 1,001 ~                |                            | 250円                       |                            | 288円                       | 15.20% | 38円  |
| 浴場営業用                  |                            | 40円                        |                            | 40円                        | 0.00%  | 0円   |

○一般家庭平均使用料（20m<sup>3</sup>/1ヶ月）

|          | 20m <sup>3</sup> /1ヶ月分 | 消費税 8% | 8%税込み料金 | 消費税10% | 10%税込み料金 |
|----------|------------------------|--------|---------|--------|----------|
| 現行料金     | 1,970円                 | 157円   | 2,127円  |        |          |
| 改定後料金    | 2,270円                 | 181円   | 2,451円  | 227円   | 2,497円   |
| 現行料金との差額 | 300円                   | 24円    | 324円    | 70円    | 370円     |